

【添付書類（農地法施行規則第26条）】

必要書類	部数	内 容
農地転用届出書	1	届出書（WEB サイトから取得可能）
全部事項証明書（ <u>原本</u> ）	1	法務局で取得する ※3か月以内のもの
届出地の字図	1	法務局で取得する ※写し可。
届出地の位置図	1	住宅地図等（A4） ※3か月以内のもの

（届出者が相続による権利移転登記を完了していない場合）

必要書類	部数	内 容
相続人関係図	1	相続人であることを証明できる書類 （法務局が発行する「法定相続情報証明書」で代用可。）
被相続人の戸籍謄本 または除籍謄本	1	出生から死亡までがわかる書類 （法務局が発行する「法定相続情報証明書」で代用可。）
相続人全員の戸籍謄本	1	（法務局が発行する「法定相続情報証明書」で代用可。）
相続人の住民票	1	※ <u>市外居住</u> の相続人のみ （法務局が発行する「法定相続情報証明書」で代用可。）

（転用する農地が小作地の場合）

必要書類	部数	内 容
県知事による小作解約許可証	1	※写し可。 合意による解約が書面で明らかな場合は通知書で可。